

改正後

愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等施設整備費補助金

(交付の目的)

1～2 (略)

3 (1)～(4) (略)

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日 <u>社援発第1005006号</u> 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備すること。

4～5 (略)

(交付額の算定方法)

6 (1) ア～ウ (略)

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合 (bの場合を除く。) 26,300千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は 27,710千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号) 第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 36,580千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は 37,990千円)

現行

愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等施設整備費補助金

(交付の目的)

1 (略)

3 (1)～(4) (略)

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について <u>は、</u> 平成17年10月5日 <u>社援発第105006号</u> 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備すること。

4～5 (略)

(交付額の算定方法)

6 (1) ア～ウ (略)

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合 (bの場合を除く。) 26,000千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は 27,400千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号) 第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 36,080千円 (初度設備相当を併せて整備する場合は 37,480千円)

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,600千円（初度設備相当を併せて整備する場合は39,410千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、50,480千円（初度設備相当を併せて整備する場合は54,290千円）

（エ） （略）

（2）～（3） （略）

7～18 （略）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,200千円（初度設備相当を併せて整備する場合は38,960千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、49,790千円（初度設備相当を併せて整備する場合は53,550千円）

（エ） （略）

（2）～（3） （略）

7～18 （略）